コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

コメントの概要

事業年度自由化に伴い外国法人である金融商品取引業者については、改正前の金融商品取引法第49条の2の規定に基づき同法第46条の3、第46条の4等の規定の適用においては「事業年度」を「毎年4月1日から翌年3月31日までの期間」と読み替えて事業報告書の提出等を行っているところ、同法第49条の2の廃止に伴い既存の外国法人である金融商品取引業者が事業報告書の提出等の基準日及び提出期限の変更を実質的に強制されることがないよう、既存の金融商品取引業者については、従前の取り扱いを自らの選択により継続することができるための手当て又はその旨の明確化をしていただきたい。

金融庁の考え方

本改正は「4月1日から3月31日まで」に限定されている現行の第1種金融商品取引業を行う金融商品取引業者の事業年度について、金融商品取引業者ごとに異なる設定をすることを許容したものです。

ご意見を踏まえ、外国法人である金融商品取引業者については、移行期間として、平成30年3月31日までの間は、事業年度を4月1日から翌3月31日までの期間とみなして、事業報告書の提出等を行うことを選択することができる旨の経過措置を設けることとします。

なお、外国法人である金融商品取引業者等について、事業報告書の作成基準日の特例等を設けることについては、各金融商品取引業者における対応状況を踏まえながら、引き続き検討していきたいと考えております。